川原代地域コミュニティ設立準備会NEWS　＝最終報告＝

【編集・発行】
川原代地域コミュニティ設立準備会
会長　木　村　武
（市担当課 市民協働課 ｺﾐｭﾆﾃｨ推進ｸﾞﾙｰﾌﾟ）

『川原代ふれあい協議会がスタートしました！』

住民の皆さん同士が様々な活動を通して**“ふれあう”**ことで絆を深め、より住み良い川原代地区となる願いを込めて命名しました。

H25. 3. 31(日)に発足式が行われました。

新たな気持ちで

川原代地域コミュニティ設立準備会　会長　木村　武

平成２４年５月に「川原代地域コミュニティ設立準備会」を設置し、川原代地区における地域コミュニティについて検討・協議を重ねてきました。

これまでも川原代地区では、コミュニティセンター活動推進協議会（以下「活動推進協議会」という。）に、住民自治組織（区や自治会、町内会）や、民生委員児童委員、小学校ＰＴＡ、子ども会、長寿会、各種サークルなどが集い活動を行ってきました。

私たちが行ってきた活動は、夏祭りなど住民の親睦・交流を図る活動や、花いっぱい運動、防犯活動など公民館時代からの生涯学習活動にとどまらず、多方面にわたるものとなっており、住民が主体となって取り組んできたものであります。これらは，現在市が目指している中核的な地域コミュニティの姿に、既に合致していたのではないかと考えております。

平成２５年度からは、川原代地区の地域活動に対する市からの補助金は、地区全体で使える仕組みになります。このことは、これまで以上に地域活動における私たち住民の主体性が求められるものであると認識を新たにしたところです。地域の活動が盛んであることは、ふるさと川原代の元気につながります。新たな地域コミュニティ活動について、引き続き皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

川原代地域コミュニティ設立準備会　委員

	役員名	氏 名	備 考
1	会長	木村　武	活動推進協議会会長
2	副会長	池野辺　修	活動推進協議会副会長
3	副会長	川村　光男	
4	会計	酒井　洋	活動推進協議会会計
5	会計	山崎　英雄	
6	監事	飯島　弘	活動推進協議会　総務部　部長
7	監事	桜井　淳	活動推進協議会　監事
8	委員	藤岡　久男	活動推進協議会　総務
9	委員	山崎　勲	活動推進協議会　総務部　副部長
10	委員	羽田　利勝	活動推進協議会　監事
11	委員	鈴木　侃充郎	活動推進協議会　総務部
12	委員	長塚　務	活動推進協議会　文化部　部長
13	委員	山崎　満	活動推進協議会　文化部　副部長
14	委員	田中　豊美	活動推進協議会　体育部　部長

	役員名	氏 名	備 考
15	委員	鈴木　孝	活動推進協議会　体育部　副部長
16	委員	平本　實	活動推進協議会　体育
17	委員	広瀬　文夫	活動推進協議会　環境部　部長
18	委員	内藤　明夫	活動推進協議会　環境部　副部長
19	委員	木村　博	活動推進協議会　福祉部　部長
20	委員	貝沢　克夫	活動推進協議会　福祉部　副部長
21	委員	松田　清	活動推進協議会　防犯・防災部　部長
22	委員	伊能　良武	活動推進協議会　防犯・防災部　副部長
23	委員	関野　勉	活動推進協議会　防犯・防災部
24	委員	木村　貢	川原代コミュニティセンター長
25	委員	林　敬子	活動推進協議会　環境部
26	委員	海老原　祐喜子	活動推進協議会　体育部
27	委員	青山　しげ子	活動推進協議会　福祉部

川原代地域コミュニティ設立準備会　協議経過等

	開催日	主な協議内容
第１回	H24.5.18	◆設立準備会スケジュール　◆補助金　◆会則
第２回	H24.7.22	◆川原代地区の現状と今後の活動
第３回	H24.8.24	◆地域への補助金　◆住民へのアンケート
視　察	H24.10.3	◆鶴ヶ島市第二小学校区地域支えあい協議会へ視察
第４回	H24.10.20	◆住民アンケート結果　◆地域で行う事業 ◆財政支援の在り方
第５回	H24.11.13	◆事業部会の設置　◆組織構成メンバー ◆組織の名称
区長会	H24.11.24	◆住民自治組織への財政支援の在り方
第６回	H24.12.20	◆設立準備会の中間報告（コミュニティ NEWS）
第７回	H25.1.31	◆事業予算、規約、委員名簿　◆組織の名称
第８回	H25.2.26	◆設立総会（案）

設立準備会の様子
（川原代コミュニティセンターにて）

組織図及び構成団体など

役員会
- □会長
- □副会長
- □会計
- □監事
- □事業部長
- □事業副部長

事務局
- □川原代コミュニティセンター

総務部
①地域課題の相談・解決
②コミセンまつり
③区や自治会、町内会への支援
④コミュニティセンター講座

文化部
①納涼夏祭り
②ふれあい学習（バス研修）
③囲碁大会
④芸術鑑賞会
⑤RYU とぴあ音頭
⑥ホワイトロースハム作り
⑦お正月お飾り作り
⑧ならせ餅・鳥追い祭り
⑨川原代小・三世代交流

体育部
①歩け歩け大会
②グランドゴルフ大会（夏）（秋）
③輪投げ大会

環境部
①川原代小グリーンカーテン
②川原代小植木手入れ
③花いっぱい運動

福祉部
①長寿会　▼敬老会　▼お楽しみ会
②高齢者の見守り
③婚活パーティ

防犯・防災部
①防災訓練
②防犯講習
③通学路立哨
④地区パトロール

広報部
①広報紙発行

構成団体など

1	川原代町小屋地区
2	花丸区
3	中郷区
4	紅葉内区
5	中坪区
6	川原代町西道内区
7	芳黄区町内会
8	知手区
9	姫宮区
10	砂波区
11	道仙田区
12	紅葉内住宅区
13	入地町自治会
14	川原代小学校
15	川原代小 PTA
16	川原代小 子ども会育成会
17	川原代小後援会
18	川原代小評議会
19	川原代小防犯パトロール
20	川原代ブラザーズ
21	交通安全協会
22	防犯協会
23	少年指導員龍ケ崎支部
24	婦人防火クラブ連絡協議会 川原代馴馬支部
25	花丸自治防災
26	西部地区民生委員児童委員
27	長寿会
28	わかば会
29	囲碁愛好会
30	芭蕉の会（茶道）

各部の注目事業

① 総務部

活動内容	コミセンまつり、各種講座、区や自治会・町内会の活動支援

★ココに注目！ ***区や自治会、町内会の活動支援について***

これまで

〔区や自治会、町内会〕

①活動推進奨励金
１戸あたり1,000円

②地域づくり補助金
基本額　３万円
戸数割　300円

〔コミュニティセンター〕

③活動推進協議会
補助金７０万円

④講座講師謝礼
２０万円

現行どおり

地域コミュニティ発足後

〔区や自治会、町内会〕

活動推進
奨励金

１戸あたり
1,000円

〔川原代ふれあい協議会〕

地域コミュニティ補助金
均等割　100万円　・　戸数割　500円
※昨年４月１日現在の川原代地区の戸数で積算した補助金の予定額100万円＋500円×1,333戸≒**166万円**
※上記補助金に加えて、設立加算金50万円が交付されます。

川原代ふれあい協議会から「平成25年度における区や自治会、町内会への活動支援金」

区　分	予算額	内　容
区や自治会、町内会への支援	41万9千円	区や自治会、町内会が実施するまちづくり活動を支援します。 支援額（上限）＝基本額１万５千円＋戸数割150円×戸数

② 文化部

活動内容	納涼夏祭り、ならせ餅・鳥追い祭り、ＲＹＵとぴあ音頭など

★ココに注目！ ***ならせ餅・鳥追い祭り***

“子どもたちに残したい伝統行事”

文化部では、毎年１月14日は「鳥追い祭り」を行っています。この鳥追い祭りは、川原代地区の伝統行事を次の世代へ継承していきたい行事のひとつです。

③ 体育部

活動内容	歩け歩け大会、グランドゴルフ大会、輪投げ大会など

★ココに注目！ ***歩け歩け大会***

「地域の風景を見ながら，
川原代の良いところを見つけるウォーキング」

上記のテーマで歩け歩け大会を行っています。川原代区に住んでいても、普段歩かない場所も歩きます。
参加者には、とても好評な事業です。

④ 環境部

主な活動内容	花いっぱい運動、川原代小グリーンカーテンなど

★ココに注目！

花いっぱい運動

『2 年目を迎える花いっぱい運動』
“花の名所”となるように川原代地区の皆さまの協力をお願いします。

佐貫停車場線の里親登録団体として，花いっぱい運動を地域コミュニティ組織でも続けていきます。

※左写真　花いっぱい運動作業状況（平成 24 年度）
①コスモス開花状況
②コスモス播種作業
③川原代小学校児童によるチューリップ球根植え付け作業
④流通経済大学ラグビー部が除草作業のお手伝い
⑤市民環境フェアへ作業状況の紹介

暑い中、地域の皆で除草作業などを行いました！

⑤ 福祉部

活動内容	敬老の集い、婚活パーティーなど

★ココに注目！

敬老の集い

9 月の敬老の日、川原代地区在住の 80 歳以上の方を対象に開催します！

お楽しみ会

高齢者の皆さんが楽しく集えるお楽しみ会を毎月開催していきます！

⑥ 防犯・防災部

活動内容	地区パトロール、防災訓練、通学路の見守りなど

★ココに注目！

地区パトロール

パトロール活動強化中！防犯の取り組みを進めます。

パトロール活動強化中！『地域の目』が犯罪発生を抑止します。

防犯・防災部では、青色回転灯を装着した自動車（通称：青パト）によるパトロール活動を行っています。

青パト回転灯を点灯させてパトロールを行う場合には、講習を受講した人が乗車する必要があります。以前は講習受講者が４名でしたが、今年３月開催の講習会で新たに５２名が受講して、パトロール活動の参加体制を強化しました。

蛍光色のベストを着用し、青色パトロール活動を行うことで、空き巣などの犯罪が発生するのを抑止する効果も期待できます。

『平成２５年度より地域担当職員が配置されます！』

川原代ふれあい協議会（以下「協議会」という。）が設立されると、協議会と龍ケ崎市が対等の立場で地域コミュニティの活動を推進する仕組みとして、龍ケ崎市役所より地域担当職員が配置されます。地域担当職員は、協議会の会合に参加し、地域の実情やニーズを把握しながら、地域と市役所関係課とのパイプ役となって、地域課題を解決するために協力や提案を行います。また、協議会が活動するために必要な行政情報を提供します。

地域担当職員は、龍ケ崎市役所の課長級職員１名がサポーター長として、課長補佐級職員１名が副サポーター長として、一般職員３名程度がサポーターとして配置されます。

なお、地域担当職員はコミュニティセンターに常駐するものではありません。

川原代ふれあい協議会規約（案）

（名称及び事務所）
第１条　本会は，川原代ふれあい協議会（以下「協議会」という。）と称し，事務所を龍ケ崎市川原代コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）内に置く。
（目的）
第２条　協議会は，川原代地区の住民相互の理解と連携を深め，コミュニティ活動の活性化を図るとともに，川原代地区共通の課題を解決するため，自主的及び主体的に地域活動を行うことによって，明るく住みよい地域社会を構築することを目的とする。
（事業）
第３条　協議会は，前条に規定する目的を達成するため，次に掲げる事業を行う。
(1) 安全･安心なまちづくりに関すること。
(2) 住民の健康増進及び地域福祉の推進に関すること。
(3) 生涯学習の推進及び住民相互の交流･親睦に関すること。
(4) 地域環境の保全に関すること。
(5) その他協議会の目的達成に必要と認められること。
（構成）
第４条　協議会は，次に掲げる者のうち，第２条に規定する目的に賛同する者（以下「委員」という。）をもって構成する。
(1) 川原代地区内の住民自治組織の代表者
(2) 川原代地区内に活動の拠点を置く各種団体，行政委員及び行政機関の代表者
(3) 前２号に掲げる者が推薦する者
(4) その他第８条に規定する役員会の承認を得た者
（役員）
第５条　協議会に次の役員を置く。
(1) 会長　　１名
(2) 副会長　　若干名
(3) 会計　　２名
(4) 監事　　２名
(5) 事業部長　　７名
(6) 事業副部長　若干名
２　役員は，総会において選任する。
（役員の任務）
第６条　役員の任務は，次のとおりとする。
(1) 会長は，協議会を代表し，会務を総括する。
(2) 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その任務を代行する。
(3) 会計は，協議会の会計業務を行う。
(4) 監事は，協議会の会計を監査する。
(5) 事業部長は，第１３条に規定する事業部を総括する。
(6) 事業副部長は，部長を補佐し，部長に事故があるときは，その任務を代行する。
（役員の任期）
第７条　役員の任期は２年とし，再任を妨げない。
２　欠員が生じた場合における補欠役員の任期は，前任者の残任期間とする。
（会議）
第８条　協議会の会議は，総会及び役員会とし，会長が招集する。
（総会）
第９条　総会は，定期総会及び臨時総会とし，委員をもって構成する。
２　定期総会は，年１回開催するものとする。
３　臨時総会は，会長が必要と認めたとき又は委員の３分の２以上から請求があったときに開催するものとする。
４　総会は，委員の過半数の出席をもって成立する。
５　総会の議長は，出席した委員の中から互選により選出する。
６　総会の決議は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
（総会の決議事項）
第１０条　総会は，次に掲げる事項を決議する。
(1) 規約の制定及び改廃に関する事項
(2) 事業計画及び事業報告に関する事項
(3) 予算及び決算に関する事項
(4) 役員の選任に関する事項
(5) その他協議会の運営に関する重要な事項
（役員会）
第１１条　役員会は，第５条に規定する役員をもって構成する。
２　役員会は，役員の過半数の出席をもって成立する。
３　役員会は，会長が議長となる。
４　役員会の決議は，出席した役員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
（役員会の決議事項）
第１２条　役員会は，次に掲げる事項を決議する。
(1) 総会に付議する事項
(2) 事業の企画及び運営に関する事項
(3) その他会長が必要と認める事項
（事業部）
第１３条　第３条に規定する事業を実施するため，協議会に次の事業部を置く。
(1) 総務部
(2) 文化部
(3) 体育部
(4) 環境部
(5) 福祉部
(6) 防犯・防災部
(7) 広報部
２　事業部は，第４条に規定する委員をもって構成する。
３　事業部に部長，副部長及び広報担当者を置く。
４　事業部の会議は，部長が招集し，部長が議長となる。
５　事業部は，当該事業部に属する地域課題を解決するため，各種事業を実施する。
（事務局）
第１４条　協議会に事務局を置く。
２　事務局は，コミュニティセンター職員をもって構成する。
３　事務局は，協議会の連絡，調整及びその他の事務を行う。
（経費）
第１５条　協議会の経費は，補助金その他の収入をもってこれに充てる。
（会計年度）
第１６条　協議会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。
（情報公開）
第１７条　協議会の会計内容等は，原則として公開する。
（補則）
第１８条　この規約に定めるもののほか必要な事項は，会長が役員会に諮って定める。

付　則

この規約は，平成２５年４月１日から施行する。

平成２５年度収支予算（案）

収入の部

単位：千円

区　分	予算額	備　考
市補助金	2,198 千円	基本額 100 万円＋戸数割@500 円×1,397 戸＝1,698,500 円 設立加算金　500,000 円
事業収入	330 千円	
協賛金・参加費	870 千円	
雑収入	50 千円	
計	3,448 千円	

支出の部

区　分	予算額	備　考
総務部		
・区や自治会、町内会への活動支援	419 千円	以下の戸数は、平成 25 年３月１日現在のデータです。 川原代町小屋地区：１万５千円+@150×296 戸＝５９千円 花丸区：１万５千円 ＋@150×283 戸=57 千円 中郷区：１万５千円 ＋@150×15 戸=17 千円 紅葉内区：１万５千円 ＋@150×59 戸=23 千円 中坪区：１万５千円 ＋@150×45 戸=21 千円 川原代町西道内区：１万５千円 ＋@150×50 戸=22 千円 芳黄区町内会：１万５千円 ＋@150×44 戸=21 千円 知手区：１万５千円 ＋@150×88 戸=28 千円 姫宮区：１万５千円 ＋@150×205 戸=45 千円 砂波区：１万５千円 ＋@150×31 戸=19 千円 道仙田区：１万５千円 ＋@150×46 戸=21 千円 紅葉内住宅区：１万５千円 ＋@150×68 戸=25 千円 コージィタウン竜ケ崎自治会：１万５千円 ＋@150×76 戸=26 千円 入地町自治会：１万５千円 ＋@150×91 戸=28 千円
・コミュニティセンター祭り	220 千円	コミュニティセンター祭り　２２０千円
・センター講座	150 千円	メンズ料理　@5,000 円×6 回=30 千円　ブリザーブドフラワー　@5,000 円×3 回=15 千円 韓国語講座　@5,000 円×6 回=30 千円　その他　未定　75 千円
文化部		
・文化事業	1,230 千円	納涼夏祭り　：760 千円　ふれあい学習　：100 千円　囲碁大会　：55 千円 RYU とびあ音頭：65 千円　芸術鑑賞会　：50 千円　お正月お飾り作り：100 千円 ホワイトロースハム作り：40 千円　ならせ餅・鳥追い：60 千円　川原代小・三世代交流：－　円
体育部		
・体育事業	305 千円	歩け歩け大会　：40 千円　グランドゴルフ大会（夏）：95 千円 グランドゴルフ大会（秋）：95 千円　輪投げ大会　：75 千円
環境部		
・環境事業	140 千円	川原代小グリーンカーテン　：20 千円　川原代小植木手入れ　：20 千円 花いっぱい運動（里親制度）：100 千円
福祉部		
・福祉事業	310 千円	長寿会（敬老の集い）　：130 千円 高齢者の見守り　：60 千円 婚活パーティー　：120 千円
防犯・防災部		
・防災事業	20 千円	防災訓練　：20 千円
・防犯事業	30 千円	通学路立哨（小学校朝・夕）：15 千円 地区パトロール　：15 千円
広報部		
・広報事業	65 千円	広報紙発行・広報活動　：65 千円
事務局		
・事務事業	32 千円	消耗品，備品，切手代　：32 千円
予備費		
・予備費	527 千円	設立加算金を含む。
計	3,448 千円	